

年企発 1223 第 2 号
令和 4 年 12 月 23 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長
（ 公 印 省 略 ）

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の
一部改正について

確定給付企業年金の指導に当たっては、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日付年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）により取り扱われているところであるが、本年 6 月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、下記のとおり改正したので、貴管下の確定給付企業年金の指導について遺漏のないよう配慮されたい。

記

別紙 5 「企業年金基金監事監査規程要綱」の一部を以下のとおり改正する。

2 中「監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により実施するものとする。」を「監査は、定例監査及び特別監査とし、書面、実地又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により実施するものとする。」に改める。